

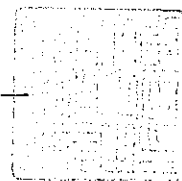
平成23年 6月29日

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 竹村景子 殿

大阪大学総務企画部長

中村 信



平成23年6月24日付け申入れへの回答

標記の件については、日程調整に関する点等のみを去る6月24日付けで回答したところですが、それ以外の事項についても、以下のとおり回答させていただきます。

第1に、旧大阪外国語大学から大阪大学に身分を承継された教員（以下「旧外大承継教員」という。）の退職手当につきましては、これまでも縷々ご説明しているとおおり、旧大阪外国語大学と旧大阪大学の統合にあたって、その人事制度については「原則、大阪大学の人事制度に合わせることを基本理念とし、調整が必要となる事項は、経過措置を検討する」ことが確認されていることにまずご留意願います。

このことに加え、同様のキャリアを有する者について過去の一定期間における所属大学の違いのみにより、退職手当額に差が生じることには本来合理性が認められないことから、旧外大承継教員の退職手当については、第2期中期計画期間終了後、その取扱いを統一することとしたものであり、これを撤回する考えは大学にはありません。

その結果、旧外大承継教員に支給される退職手当については、統合後8年半にも及ぶ経過措置期間が設けられることになる点についても、併せてご留意いただきたく存じます。

なお、第3期中期計画期間以降は、64・65歳時の給与についても、全学同一の制度となりますが、その具体については今後検討することとなりますので、その旨お含み置きください。

第2に、これも団体交渉の場や回答文書等で何度もご説明しておりますとおおり、労働基準法は労働者の国籍による差別的扱いを禁止しております。このため、本学では、外国人教師等については新たな雇用はせず、これを特任教員（常勤）等として雇用することとしているところです。このような法の趣旨に照らして、外国籍であることを理由に帰国旅費等を支給することは妥当性を欠くと大学では考えております。

第3に、非常勤職員については、「平成15年厚生労働省告示第357号」に定める雇止めの判断基準を明確にするためにも、更新期間を含む労働契約期間に上限を設けることが必要である

というのが大学の見解です。

また、これも繰り返しご説明しているとおり、非常勤職員の時間給については、各種手当等を含めた年収ベースで地域相場等との比較を行い、社会情勢や大学の財務状況等を勘案しつつ、職務給として金額を決定し、その支給を行っているところです。

なお、統合前から引き続き雇用されている非常勤職員については、激変緩和のため、統合に当たりその時点での通勤手当相当分（課税相当分を含む。）を含めて、時間給のランクを決定し措置しております（これは、統合前の大阪大学において、平成17年度からの事務系非常勤職員への職務給制度導入に際してとられた方策と同様です。）。

よって、非常勤職員に係るいずれの要求についても、大学としては応じることができません。

第4に、構内交通規制につきましては、これまでも繰り返しご説明しておりますように、本学においては、大学の施設管理権を明確化し、大学構内における交通の安全及び教育研究の環境保全を図ることを目的として「大阪大学構内交通規制実施規程」を定め、車両による入構制限等を実施しているところです。

本規程は大学全体に共通する規程であり、これを箕面地区にも適用することは、統合前の平成19年9月21日に開催された大阪大学・大阪外国語大学統合推進協議会においても了承されております。

これらを受け、箕面地区においても、吹田地区及び豊中地区と同様、入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備等に係る経費については、大学が管理の必要から負担するもののほか、入構・駐車の手続きを受けた教職員等にも、原因者負担の観点から、これを負担していただくこととしており、箕面地区のみを特別扱いする考えはありません。

よって、貴組合からの要求には応じることができません。

第5に「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律（案）」に対しては、今後、国会における動向等を勘案しつつ、大学の方針を決定する予定です。また、賞与については、本学の場合、「その期ごとに決定する」との給与規程で定めており、前年度の支給率が既得権となることはない（なお、給与法が適用される国家公務員についても、前年度の支給率は既得権とは解されておられません）ため、減った／増えたなどと比較すること自体が適切さを欠くと考えます。

第6に、本学教職員の産前休暇については、労働基準法に規定する範囲でこれを保障しているところですが、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援する目的として、男女共同参画推進オフィス及び医学部附属病院保健医療福祉ネットワーク部と連携のもと、本学医学部附属病院の産科婦人科において、妊婦検診や外来診療の予約支援を実施していることにもご留意ください。

なお、以上に回答した事項以外の事項については、そもそも労働条件に関する事項といえるのかどうか疑問の残るものも含まれておりますが、以下のとおり回答させていただきます。

まず、学内における放射線量測定について、当初は文部科学省からの要請により吹田キャンパ

スのみこれを実施する予定としておりましたが、豊中キャンパスについても、参考のためその測定が行われたという事実はあります。

ただ、これまでの測定では、いずれのキャンパスにおいても基準値を上回るなどの異常は見られず、これら2地区の観測結果をもって、北摂全体の基準値が安全圏内にあると判断できると、聞いております。なお、今後は、箕面キャンパスもその測定対象とする方向でスケジュール調整等を行う予定ですので、その旨お含み置きください。

大学の各備品等については、箕面市小野原の宿舎の備品に限らず、すべてその費用対効果等を勘案して、ケース・バイ・ケースで対応しております。このため、故障・不具合等があれば、その旨お申し出いただければ、備品の耐用年数等を考慮し、その都度これへ対応することは、大学としてもやぶさかではありません。

外国籍を有する教員へのサポートについては、多種多様な言語を専門とする方々であるがゆえに、世話教員の皆様に一部これをお願いせざるを得ない部分もありますが、大学としても語学堪能な職員をそれが必要とされる部署等に配置すべく、その採用・研修体制の充実等に傾注する所存です。

箕面キャンパスの問題点（学生の集う広場が少ない等）については「大阪大学箕面キャンパスマスタープラン」においてこれを把握するとともに、リーディングプロジェクトによる改善計画を立てております。また、キャンパスマスタープランの下位指針として、緑地及び広場や街路等の緑の整備と維持管理の方針をまとめた「大阪大学緑のフレームワークプラン」を策定しております。今後も、これらをもとに、長期的な視点から各キャンパスの施設整備及び緑化を計画的に進める予定です。

大学からの連絡事項については、業務量削減等を目的として、I CHOの全学掲示板にこれを掲示することとしております。今回の申入れを受け、大学としても「吹田地区もしくは豊中地区の所属となったが、現在も箕面キャンパスに研究室を持つ教員が所属する部局に対して、連絡事項があった場合の周知徹底をお願いしたところですが、上記の掲示板の利用についても十分ご留意ください。

最後に、本学総長の選考方法については、関係法令及び本学の規程に則った制度であり、何ら問題ないものと大学では考えております。

以上